2010(平成22)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

- 1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は1問ある。
- 2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、 必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

次の文章を読んで,下記の設問に答えなさい。

[1]

F市は、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるため、「F市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」(以下、「本件条例」という。)を定めるとともに、F市直営として一般廃棄物の処理事業を行っている。各家庭からは、市内に約4600か所あるごみステーションに一般廃棄物が排出される。ごみステーションとは、市長が家庭系一般廃棄物を収集する場所として指定した場所である。ごみステーションに排出された一般廃棄物は、F市職員が収集し、一般廃棄物処理場において処理している。

以前は、古紙も生ごみ等とともに燃やせるごみとして収集し、焼却処分していたが、2007年から、古紙を資源ごみとして分別収集するようになった。収集した古紙は、入札により決めた民間の処理事業者のもとに直接搬入して、その処理を委託し、処理された古紙は、入札により再生事業者に売却される。その売却利益は特別財源として一般廃棄物収集事業の財源に充てられてきた。

[2]

古紙分別収集が開始されて1年後の2008年から、ごみステーションに排出された 古紙を持ち去る行為が急増した。F市の調査によると、F市の1週間あたりの古紙収集 実績が、古紙の分別収集を開始した2007年度においては約193トンであったのに 対し、2008年度においては約129トンに減少して、その減少量のうちの多くは古 紙の持ち去り行為が原因であると推察された。また、古紙を持ち去る行為に関し、多数 の市民からF市へ苦情が寄せられた。

そこで、2009年に本件条例が改正され、以下のような規定(以下、「本件規定」という。)が設けられ、同年施行された。

- 第10条 市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、適正にごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。
 - 2 市長は、市又は市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が前項の規定 に違反して、ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を収集又は運搬 したときは、その者に対して、これらの行為を行わないよう命ずることができ る。
- 第45条 第10条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金 に処する。

本件規定が設けられた目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、循環型社会形成のための施策であるF市の資源ごみの分別収集制度を維持し、循環資源について、適正に循環的利用及び処分が行われることを確保することにあると説明されている。

[3]

Yは、25歳の頃、父親が営んでいた古紙回収業を継ぎ、自宅のあるF市において、一般家庭やスーパー等の商店から出る古紙を個別回収したり、自治会や子供会が集団回収により集めた古紙を回収して古紙問屋に売り渡すことを業としてきた。古紙の価格が下落し、古紙回収による収入が減少したときには、夜間にタクシー運転のアルバイトをしてしのいできた。

Yは、F市において古紙分別回収が開始される以前から、F市内のごみステーションを回り、そこに排出されている古紙を集め、トラックに4トン前後から6トン前後の古紙を回収してトラックの荷台が一杯になると、それをF市内の古紙回収業者に売り渡していた。

Yは、本件規定が設けられた後、F市から一般廃棄物の収集、運搬について委託を受けていないにもかかわらず、ごみステーションに排出されている古紙を回収するという行為を続けていた。F市職員からは、「ごみステーションにある古紙は市が回収するから取らないでほしい」とたびたび注意をされたが、その後もごみステーションからの古紙回収をやめなかった。そのため、Yは、F市職員から、本件条例第10条第2項に基づ

く禁止命令書を交付された。しかし、Yは、その後もごみステーションからの古紙回収を続け、2010年1月15日にF市内のごみステーションにおいて古紙約35キログラムを収集したため逮捕され、本件条例第45条、第10条第2項、同第1項に違反するとして、起訴された。

〔設問〕

- 1. あなたがYの弁護人であったとして、Yが無罪となるために裁判においてどのような憲法上の主張を行うか、具体的に論じなさい。 (70点)
- 2. 1で述べた弁護人の主張に対して検察官としてどのような反論ができるか、述べな さい。 (30点)